

令和2年4月7日

「緊急事態宣言」発令を受けた更なる措置の実施について

大阪府知事 吉村 洋文

本日、政府により、大阪府全域を対象として、基本的対処方針に基づく期間（令和2年4月7日から5月6日までの30日間）について、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発せられました。これを踏まえ、府民の皆さまには、「外出の自粛」と「イベント開催の自粛」を要請します。

府民の皆さまにはご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。

まず、「外出の自粛」については、3月20日から22日の3連休以降、毎週末ごとに、府民の皆様には「不要不急の外出自粛」をお願いしてきました。今回の緊急事態宣言を受けて、政府の基本的対処方針に基づく期間中、大阪府全域において、医療機関への通院や、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活の維持のために必要な場合を除き、外出を自粛し、ご自宅に留まっていただくようお願いします。

職場への出勤についても、可能な限り、在宅勤務（テレワーク）や時差出勤などを実施してください。また、家庭での保育や介護等が可能な方は、保育所や介護施設等について、利用者の密集を避ける観点から、できるだけご利用を控えていただきますようお願いします。

府民の皆さまには、これまで以上に「三つの密（密閉空間・密集場所・密接場面）」を避けていただくため、特に、ナイトクラブなど接客を伴う飲食の場で感染の疑われる事例が複数確認されていることから、「夜間の繁華街への外出の自粛」を強く要請します。

なお、政府から呼びかけがなされているように、食料品や日用品については十分な供給量が確保できておりますので、過度な買いだめや買い急ぎは控えていただき、落ち着いた購買行動をお願いします。

次に、「イベント開催の自粛」については、本府ではゴールデンウィークまでの間、府主催（共催）イベントの延期・中止、府有施設等の休館、府立学校の臨時休業等の措置を行っています。今回の緊急事態宣言を受けて、府の措置だけでなく、祭礼や地域行事、文化的イベント、催事、式典、講演会・研修会、スポーツ行事など、生活の維持に必要なものを除く全てのイベントについて、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請します。

府内の多数の方が利用する「施設の使用制限」については、外出自粛等の協力要請の効果を見極めた上で、検討します。

なお、府立学校で予定していた登校日については、当面の間、設定しないこととし、府内の感染拡大の状況や専門家の意見を踏まえ、必要に応じて今後の対応を判断します。

府民の皆さまにおかれましては、社会生活において様々な制約が生じますが、皆さまの命・健康を守るため、ご協力をお願いします。府としては、この未曾有の難局を乗り越えるため、引き続き、医療機関や大阪健康安全基盤研究所をはじめとする関係機関、市町村等とも連携し、オール大阪で、感染拡大の防止に向けて、全力で取り組んでいきます。